



# 週刊 税のしるべ

第3671号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

## 主な記事

- 事業者のデジタル化に大胆な措置を 2面
- ローン控除のマイナポ連携でFAQ更新 2面
- 国税庁が徴収部長会議を開催 3面
- 幹部に聞く・高橋課税部長 4面

# 9年4月からeLTAX電子納税通知を開始

地方税共同機構は8日、eLTAXのホームページに、納税通知書等の電子送付に係る特設ページを開設した。それによると、令和9年4月からeLTAX電子納税通知をスタートするとしており、都道府県・市区町村から届く納税通知書等について、法人は同月以後から電子送付を希望することができる予定

## 希望すれば自治体が納税通知書等を電子送付

eLTAX電子納税通知における送付等

	納税通知書等		納付書	
	【正本】紙	【副本】電子データ	紙	電子データ
電子送付の希望有無				
希望なし(従来)	○	—	○	—
希望あり(申請時)	○	○申請後に送付	○	—
希望あり(次回以降)	○	○	×	○

対象税目は①固定資産税・都市計画税、②自動車税種別割、③軽自動車税種別割、④納税通知書、⑤税額変更通知書、⑥更正決定通知書となっており、いずれも課税明細書を含む。申請は、法人は9年4月から、個人は10年4月から、「eLTAX電子納税通知」のページにおいて行う。24時間、365日、申請可能としている(メニュー)

としている。個人は10年4月以後の予定となっている。電子送付の希望は、初回のみ申請が必要で、希望すると納税通知書等の正本(紙)と副本(電子データ)が送付されることになる。納付書については、申請の次回以降、電子データの納付書が送付される。紙の納付書は送付されない(表参照)。

## e-Tax 新たな税理士用電子証明書の登録を 第六世代証明書に変更なら

国税庁は14日、e-Taxで「第六世代税理士用電子証明書」の利用を開始する者からの問い合わせが多数届いているとして、税理士等向けによくある質問を案内するお知らせを公表した。掲載された質問は、新たな税理士用電子証明書を取得する必要がある、再登録を行わないと、当該メニューが受信できない、更新手続きを受信する際に登録されている電子証明書が異なる、e-Taxに再登録する手順も示されている。

①納税者本人が送信している場合  
税理士等の電子証明書が添付されていないか、税理士等が事前登録した電子証明書と異なる電子証明書が添付されている。基本情報(税理士等の利用者識別番号欄等に税理士等の情報が入力されている場合は、税理士等の

電子証明書の添付が必須となる。  
なお、基本情報の税理士等の利用者識別番号欄等の税理士等の情報を入力されている場合は、税理士等の電子証明書を添付して提出することも可能となっている。  
②税理士等が代理送信(納税者本人の署名を省略)している場合  
税理士等が事前登録した電子証明書と異なる電子証明書が添付されている。

## 7年分 年調ソフト等を公開 よくある質問も更新

国税庁は15日、令和7年分の年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(年調ソフト)と操作マニュアルを公開した。年調ソフトは、年末調整の書類を電子的に作成することができ、国税庁が提供する無料のアプリ。年調ソフトを利用することで、マイナポータル連携、各種控除証明書データ

のインポート、控除額の自動計算、扶養控除等の該当有無の自動判定などができる。  
また、年調ソフトなどに関するよくある質問をまとめた「年末調整ソフト等に関するFAQ」も更新されている。

50日経過すると消去される。納税通知書等は、電子データをダウンロードする際に、PDF形式を選択することができ、印刷することも可能となっている。ただし、納付書は印刷できない。  
申請の翌年以降、納付書は電子データで送付されるため、納付の際に、eLTAX及びマイナポータルの更新・改修スケジュール等を考慮しつつ、導入に向けた取り組みを進めるとされていた。

テナンス時間を除く。申請に必要なものは、申請する年に発行された、申請したい納税通知書等。ログインに必要なものは、法人の場合はGビズIDアカウント、個人の場合はマイナンバーカードとなっている。eLTAXの利用者IDではログインできない。なお、eLTAX電子納税通知がスタートする9年4月時点では、対応していない都道府県・市区町村がある場合

もあるとしている。納税通知書等は、電子データをダウンロードする際に、PDF形式を選択することができ、印刷することも可能となっている。ただし、納付書は印刷できない。  
申請の翌年以降、納付書は電子データで送付されるため、納付の際に、eLTAX及びマイナポータルの更新・改修スケジュール等を考慮しつつ、導入に向けた取り組みを進めるとされていた。

特設ページでは今後、よくある質問や操作マニュアルなどを順次公開する予定となっている。  
なお、固定資産税等の納税通知書等の電子送付については、6年度与党税制改正大綱において、eLTAX及びマイナポータルの更新・改修スケジュール等を考慮しつつ、導入に向けた取り組みを進めるとされていた。

読みたい記事がすぐに見つかる

### 税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
TEL 03 (3829) 4141(代)  
FAX 03 (3829) 4001  
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

### 令和7年版 年末調整のしかた

特別付録 「年末調整の質問284に答える」収録!!  
年末調整に必要なすべての事項をわかりやすく実務的に解説。ミスをしなないためのポイント、注意事項、各種計算例、最新の様式による記載例等を盛り込んで解説。今版は、所得税の基礎控除の見直し、特定親族特別控除などについて解説。特別付録「年末調整の質問284に答える」も巻末に収録。

大蔵財務協会 編 ▼B5判・1770頁・定価6270円(税込)

### 令和7年版 法人税決算と申告の実務

法人税申告書を作成するために、日常の税務・会計処理及び決算に際して注意すべき事項や誤りやすい問題点等について、各種事例を豊富に取り入れ実務に即してわかりやすく解説。今回の改訂にあたっては、中小企業経営強化税制の拡充、新リース会計基準の導入に伴う整備、防衛特別法人税の創設等の令和7年度税制改正等に対応。

和氣光 編著/北林隆明・齋藤文雄・高田具視・佐藤明弘・宮川博行 著 ▼B5判・900頁・定価4400円(税込)

### 令和8年版 消費税の実務と申告

インボイス制度における法人個人の申告書を正しく作成、インボイス制度のもと本書独自の内訳表や申告書付表、課税取引金額計算表等を用い、免税事業者等からの課税仕入れや控除対象外消費税の計算・申告を正しく行えるよう解説。新リース会計基準に伴う改正・申告については経過措置を含めて解説したほか、輸出物品販売場のリファンド方式への移行についても概要を解説。

中村慈美 著 ▼B5判・580頁・定価3520円(税込)

### 令和7年版 組織再編税制

組織再編税制は、適格組織再編成と非適格組織再編成とに分かれ、その有利・不利は当事者・関係者の置かれている立場で判断することが重要となる。本書は、難解な組織再編税制を図表・チャートを変えて実務的取扱いを含めて解説。組織再編成を検討中の法人やオーナーに有効活用して頂ける1冊。今版では令和7年度改正を踏まえて改訂。

鈴木潤子 監修 ▼B5判・580頁・定価3630円(税込)

### 令和7年版 民法(親族・相続)

親族法・相続法に関する重要な要素を、制度の仕組みから具体的な手続まで図解化・チャート化して平易に解説。最新の各種様式や記載例も随所に織り込み、実務面での利用にも最適。法律になじみのない方が、身近な法律問題に直面した時、民法の基礎的知識を習得したい時などに非常に便利な1冊。今版は、前版(令和6年10月刊)以降の最新の情報を踏まえて改訂。

書店で品切れの際は直接協会へお申し込み下さい  
TEL 03 (3829) 4141(代) FAX 03 (3829) 4001  
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!  
<https://www.zaikyo.or.jp>

### 中小企業・小規模事業者の「デジタル化」

国税庁は税務手続だけでなく、事業者が行う日々の業務のデジタル化に向けた「事業者のデジタル化」を促進している。業務のデジタル化に当たっては、会計ソフトの導入などが手始めとなるが、日本商工会議所が昨年9月に公表した「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果」によると、売上高1000万円以下の企業だと、帳簿の作成業務では38%が請求書の作成業務では44%が依然として手書きだった。事業者のデジタル化を今後、大きく進めるにはデジタル化があまり進展していない小規模事業者対策がカギとなる。

### 日商など「スマート青色申告創設を提案

#### デジタルツールで記帳・帳簿作成とe-Taxが要件

令和5年分の法人と個人の青色申告、白色申告等の申告状況は表のとおり。法人はほぼすべてといえる99%超が青色申告となっているもの、個人の青色申告は65%程度で残りの約35%が白色申告となっている。また、日商による前記の調査では売上高が改正に関する意見で、中小企業・小規模事業者のデジタル化の推進を目的に、個人事業主のデジタル化へのインセンティブ措置として、①デジタルツールで記帳・帳簿作成を行い、かつ、②e-Taxで申告を行う者に対する「スマート青色申告制度」(仮称)を創設し、大胆なインセンティブ措置を講じることが提案。9月に公表した8年度改正に関する意見でも同様の要望を盛り込んだ。

法人の申告状況(令和5年分)

青色申告	白色申告	合計
99.1%	0.9%	100%

個人事業者の申告状況(令和5年分)

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記(現金主義を含む)		
1円~1000万円	21.5%	24.5%	33.0%	79.1%
1000~5000万円	10.8%	4.8%	2.3%	17.8%
5000万円~1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.0%
1億円~	0.9%	0.2%	0%	1.1%
合計	34.7%	29.8%	35.5%	100%

※財務省資料をもとに作成

### 年末調整の再計算を受けることもできる

調書方式に対応した金融機関と対応していない金融機関からの借入がある場合、対応していない金融機関については、金融機関が交付する年末高証明書を送付して提出する必要があります。控除証明書は11月中旬から下旬頃に税務署から交付される。勤務先の年末調整に合わせる場合は、確定申告のほか、翌年1月31日までに控除証明書を勤務先に提出して

### 新経済連盟の提案に記されている趣旨

は、「現行の青色申告は、戦後に複式簿記をつけるのが難しかった時代にできた制度」だとして、個人事業主の青色申告の利用率は5~6割で停滞しており、「複式簿記へのインセンティブより、税を起点に事業者のデジタル化を大胆に促すインセンティブが必要」などと指摘している。

### 変更しました」と投稿している

★日税連が成年後見制度の無料相談会、日本税理士会連合会(太田直樹会長)はおおむね今月以降、全国15税理士会との共催により相続、遺言、信託、任意後見を含めた成年後見制度に関する無料相談会を開催することとしている。相続や遺言、民事信託等の財産管理、成年後見制度に

### 一般に小規模事業者は、規模のより大きな企業に比べて労働生産性が低く、その理由の一つとしてデジタル化の遅れが挙げられる

★日税連が成年後見制度の無料相談会、日本税理士会連合会(太田直樹会長)はおおむね今月以降、全国15税理士会との共催により相続、遺言、信託、任意後見を含めた成年後見制度に関する無料相談会を開催することとしている。

### 大阪大学の坂口志文特任教授が6日、ノーベル生理学・医学賞を受賞、京都大学の北川進特別教授が8日に化学賞を受賞し、自然科学分野で日本人のダブル受賞となった。大阪大学の免疫研究により開発された薬で持病が改善した自民党の高市早苗総裁は、SNSで「最高に嬉しい日」と祝福した★日本学術会議若手アカデミーとNHKの共同企画による調査では、約9割の研究者が日本の科学研究力の低下を感じているという。基盤的経費の減少等を背景に、研究に没頭できる環境が整っていない★経済成長の源泉であるイノベーションを生み出す基礎研究に必要な予算の確保は、極めて重要だ。また、高市総裁が公約に掲げた経済安全保障に不可欠な成長分野への大胆な投資促進税制等を実現し、経済成長による税収増に繋げてほしい。(A)

### 大阪大学の坂口志文特任教授が6日、ノーベル生理学・医学賞を受賞、京都大学の北川進特別教授が8日に化学賞を受賞し、自然科学分野で日本人のダブル受賞となった。大阪大学の免疫研究により開発された薬で持病が改善した自民党の高市早苗総裁は、SNSで「最高に嬉しい日」と祝福した★日本学術会議若手アカデミーとNHKの共同企画による調査では、約9割の研究者が日本の科学研究力の低下を感じているという。基盤的経費の減少等を背景に、研究に没頭できる環境が整っていない★経済成長の源泉であるイノベーションを生み出す基礎研究に必要な予算の確保は、極めて重要だ。また、高市総裁が公約に掲げた経済安全保障に不可欠な成長分野への大胆な投資促進税制等を実現し、経済成長による税収増に繋げてほしい。(A)

### 大阪大学の坂口志文特任教授が6日、ノーベル生理学・医学賞を受賞、京都大学の北川進特別教授が8日に化学賞を受賞し、自然科学分野で日本人のダブル受賞となった。大阪大学の免疫研究により開発された薬で持病が改善した自民党の高市早苗総裁は、SNSで「最高に嬉しい日」と祝福した★日本学術会議若手アカデミーとNHKの共同企画による調査では、約9割の研究者が日本の科学研究力の低下を感じているという。基盤的経費の減少等を背景に、研究に没頭できる環境が整っていない★経済成長の源泉であるイノベーションを生み出す基礎研究に必要な予算の確保は、極めて重要だ。また、高市総裁が公約に掲げた経済安全保障に不可欠な成長分野への大胆な投資促進税制等を実現し、経済成長による税収増に繋げてほしい。(A)

# 経済団体が大胆なインセンティブを要望

## 調書方式 住宅ローン控除のマイナポ連携でFAQ更新 控除証明書が年末調整に合わない場合など

国税庁は10日、住宅取得資金に係る借入金等の年末残高情報等のマイナポータル連携に関するFAQを更新した。令和7年分の年末調整から調書方式による住宅ローン控除の適用を受ける従業員がいることなどにより、年末調整における控除証明書などについて、問

答の更新や追加が行われている。主な変更点としては、初年度の確定申告時に書面による控除証明書の交付を希望すると、入居2年目の11月下旬に2年目以降分の控除証明書が一括で送付されるため、3年目以降分の控除証明書に年末残高が記載されないこととなり、年末残高が記載された控除証明書が必要とする場合、申請手続を行う、電子交付を希望してくださいとしている(10月13日号3面参照)。

調書方式では控除証明書等の提出において、年末残高証明書の添付が不要となること、業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査結果によると、売上高1000万円以下の企業だと、帳簿の作成業務では38%が請求書の作成業務では44%が依然として手書きだった。事業者のデジタル化を今後、大きく進めるにはデジタル化があまり進展していない小規模事業者対策がカギとなる。

★自民税調会長に小野寺氏 自民党総裁に高市早苗氏が就任したことに伴い、同党税制調査会の後任の会長に同党前政務調査会長の小野寺五典氏が就いた。自民税調は宮沢前会長をはじめ、野田毅氏、津島雄二氏ら大蔵省(現財務省)出身者が

会長に就くことが多かったが、小野寺氏は財務省出身ではない。この人事に関し、高市総裁はSNSに「私が直前に政調会長を務めた岸田総裁の頃(2021年)は、『税制調査会長は総裁人事』という位置付けになっていました。今回の人事では、税制調査会長の案は基本的に小林政調会長に委ね、私が相談に乗って了解するという形に

変りました」と投稿している。★日税連が成年後見制度の無料相談会、日本税理士会連合会(太田直樹会長)はおおむね今月以降、全国15税理士会との共催により相続、遺言、信託、任意後見を含めた成年後見制度に関する無料相談会を開催することとしている。相続や遺言、民事信託等の財産管理、成年後見制度に

一般に小規模事業者は、規模のより大きな企業に比べて労働生産性が低く、その理由の一つとしてデジタル化の遅れが挙げられることが多く、業務のデジタル化が進めば、生産性の向上が期待できる。



大阪大学の坂口志文特任教授が6日、ノーベル生理学・医学賞を受賞、京都大学の北川進特別教授が8日に化学賞を受賞し、自然科学分野で日本人のダブル受賞となった。大阪大学の免疫研究により開発された薬で持病が改善した自民党の高市早苗総裁は、SNSで「最高に嬉しい日」と祝福した★日本学術会議若手アカデミーとNHKの共同企画による調査では、約9割の研究者が日本の科学研究力の低下を感じているという。基盤的経費の減少等を背景に、研究に没頭できる環境が整っていない★経済成長の源泉であるイノベーションを生み出す基礎研究に必要な予算の確保は、極めて重要だ。また、高市総裁が公約に掲げた経済安全保障に不可欠な成長分野への大胆な投資促進税制等を実現し、経済成長による税収増に繋げてほしい。(A)

## 私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売

## テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588 TEL: 026-245-0121 (代表)



地域に拓き、貢献する 優良企業

- 精麦・精米・倉庫業(精麦部)
- 太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
- 出光昭和シェル特約店(石油部)
- アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
- 陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

## 阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

- 本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号  
TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678
- 精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143(代) FAX 025(375)5263
  - 石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875
  - 西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
  - 加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
  - ガス部……TEL 0256(52)1168(代) FAX 0256(53)3144
  - 建材部……TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678
  - 自動車整備工場……TEL 0256(52)1985(代) FAX 0256(52)3012

### 全国国税局徴収部長会議

# 課税部と連携し滞納未然防止

## 源泉所得税のキャッシュレス納付拡大に尽力

国税庁は9月25、26日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局徴収部長(次長)会議を開催した。管理運営部門関係では、「キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組み」について議論。また、徴収部門関係では、令和7事務年度の徴収事務運営方針として、「滞納の未然防止及び整理促進」「コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営」「国税組織を取り巻く環境変化に応じた体制整備に向けた今後の取組み方針」について議論した。

## 外国人滞納者に「多言語コールセンター」から納税催告

まず、管理運営部門関係では、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて話した。現金による納付の大半を金融機関の窓口が占めていることを踏まえ、金融機関、関係民間団体、地方公共団体、税理士会等とも連携し、キャッシュレス納付の利用促進に取り組んでいく旨について同庁から説明があったほか、さらなる利用促進に向けて、金融機関における納付手段の利用状況を踏まえた最適な利用方法を各局と意見交換を行った。

## キャッシュレス納付割合は45.3%

### ネットバンキングが最多

国税庁はこのほど、令和6年度のキャッシュレス納付割合など(速報値)を公表した。キャッシュレス納付件数は2255万件で、その割合は45.3%と、5年度の39.0%より6.3%上昇した。

ネットバンキングが18.1% (前年度比2.4%増)と最も多く、振替納税が12.8% (同0.7%増)、ダイレクト納付(e-Tax)による口座振替が10.8% (同2.4%増)、クレジットカード納付が2.3% (同0.3%増)、スマホアプリ納付が1.3% (同0.4%増)となっている。

他方、窓口納付件数は2718万件で、その割合は54.7%だった。内訳を見ると、金融機関窓口が2380万件(47.9%)、コンビニ納付が255万件(5.1%)、税務署窓口が83万件(1.7%)となっている。

窓口納付を人格別にみると、法人が71.0%を占め、個人が29.0%となっている。税目別では、源泉所得税が51.8%と依然として多い。その内訳は、自主納付分が93.9%、告知分(税務署から納付額の通知があったもの)が6.1%だった。続いて、消費税が20.3%、申告所得税が14.3%、法人税が9.7%、その他が3.9%となっている。

「滞納の未然防止及び整理促進」について議論。各局において滞納の未然防止・早期徴収に的確に取り組んでいる中、現下の状況等を踏まえて滞納残高の圧縮に向け、各局でどのような運営方針で取り組むこととしているかについて、同庁と各局が意見交換を行った。

「コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営」では、グローバル化・デジタル化等が進展する中で、国税組織として、将来の経済社会の在り方を見据えつつ、コンプライアンスリスク管理を課税だけでなく徴収にも取り組んでいく方針だ。

このほか、在留外国人が近年増加傾向にある中、昨年9月から今年3月末まで「多言語コールセンター」を一時的に試行して、各局における対応案などについて意見を交換した。外国人の滞納者と同コールセンターを通じて納税催告を行うなど、早期徴収を図るべく、滞納の未然防止とともに新規に発生した滞納を繰り返さないよう、一貫通貫で取り組んでいく方針だ。

「国税組織を取り巻く環境変化に応じた体制整備に向けた今後の取組方針」では、GS(S:ガバメントソリューションサービス)環境への移行、センタリ化の全書拡大及びKS K2への移行が、7事務年度以降に予定されていることから、こうには福岡局と金沢局に先行導入されている。

### M&A資格試験

## 8年度以降の創設に向けWG

### 試験科目、合格基準・難易度など議論

中小企業庁の設置している中小M&A市場の改革に向けた検討会(座長:松中孝吉、古屋(座長)松中孝吉、古屋(座長)松中孝吉)は7日、第3回会合を開催した。この中で、令和8年度以降に創設する予

定の「中小M&Aアドバイザー試験(仮称)」について詳細な試験内容(試験科目等)の検討を行うため、同検討会の下にワーキンググループ(WG)を設置することとした。WGで

当日に資料による早期の資格試験実施に向けては、試験実施に係る「試験要綱」を策定し公表する必要があるという。新たに設置するWGでは、試験要綱の策定に必要な事項のうち、「試験科目・出題範囲等」「合格基準・難易度」等について議論することを想定している。試験要

綱策定に必要な事項のうち、このほかの試験制度および運用内容は中小企業庁財務課で、試験合格者の登録制度は同検討会でそれぞれ検討する。

同検討会が検討する資格合格者の登録制度は、試験合格者に対し、資格取得者名簿への登録や更新のための要件として中小M&A実務や倫理・行動規範等に

関する講習受講を求めることなどを想定する。資格取得者に何らかの倫理・行動規範等に抵触する行為が検出された場合に、事実認定等の適正な手続を取った上で、登録取消等の判断を行うこともイメージされている。

また、この日の会合では、「中小M&A実務時の経営者保証の取扱いに係る参考資料」が明らかにされた。同資料は、中小M&A時の経営者保証の解除等に関する各関係者に求められる行動等をまとめ、策定することによって、他の関係者に求められる行動もあわせて把握することができるとしている。

適切な経営者保証等が困難な場合は、M&A成立後可能な限り早期の段階で解除等が行われることが求められるなどとしている。

### 事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食品品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

# HSK

## ホクト商事株式会社

- 本社 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号 TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777
- 中部事業部 〒455-0032 名古屋市中村区入船1丁目3番15号 TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255
- 関西事業部 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号 TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417
- 関東事業部 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号 TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071
- 北陸事業部 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地 TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011
- 九州事業部 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号 TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031

## 北国津軽が育んだ、手造りのお酒



### 豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1  
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

# 国税庁の幹部に聞く

課税部長 高橋 俊一

経済・社会情勢が大きく変化していく中、税務行政はどのように対応していくか。所得税の基礎控除の見直し等やDXへの取組で、今後の事務運営や調査手法はどう変わるのか。本紙では今週以降、国税庁の幹部に話を聞く。第1回は、高橋俊一課税部長に今後の事務運営方針などについて話を聞いた。次週以降、山崎博之徴収部長、斎須朋之調査査察部長、武田一彦審議官(国際担当)、藤崎雄二郎審議官(酒税等担当)の話を掲載する。

— 今事務年度の基し、納税者サービスの本方針についてお聞かせください。

課税部においては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、申告・納税手続などに関する情報の確かな周知・広報を行っていくとともに、納税者の方々の相談などに対して迅速かつ的確に対応

は、大口・悪質な事案への対応を基本として、引き続き、消費税の適正課税の確保、国際化及び富裕層への対応、無申告やシェアリングエコノミー等新分野の経済活動への対応を課税部重点課題として、計画的かつ重



たかはし・しゅんいち 平成5年現財務省入省。13年国税庁長官官房企画課課長補佐。14年国税庁長官官房総務課課長補佐。26年東京国税局査察部長。27年大臣官房企画官兼主税局税制第三課。29年主計局主計官。令和2年国税庁長官官房人事課長。4年福岡国税局長。6年7月から現職。

## 調査等でオンラインツールを利用

点的に取り組んでまいります。また、調査に当たっては、申告・決算情報や法定調書などについて、AIを活用した予測モデルを用いて分析し、申告漏れの可能性が高い納税者を的確かつ効果的に抽出し、深度ある調査を実施するといった取組を進めて

このため、国税庁では、この制度改正については、源泉徴収義務者の皆様がその内容を十分に理解した上で、円滑かつ適切に対応できるように、国税庁ホームページに特設サイトを開設して、Q&Aや各種様式等を掲載するとともに、パンフレットを送付するなど、制度

双方との合意の下で利用することとしており、DXの取組についてお聞かせください。

国税庁においては、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおります。令和7年9月からデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSSを順次導入しており、調査等を実施する際に、必要に応じて、インターネットメール、Web会議システム(Micro

ソフト・Team S)又はオンラインストレージサービス(Print Drive)といったオンラインツールを利用することを予定しております。

オンラインツールが利用可能となることにより、インターネットでの申告等が容易になり、納税者の利便性の向上に大きく寄与いたします。

具体的には、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」において、令和6年分から対応している「Androidスマートフォン電子証明書搭載サ

さらに、利用者数が年々増加しているマイナポータル連携についても、利用者の拡大に向けた周知・広報に取り組むほか、令和7年からは「生命保険契約等の一時金・年金の支払調書」や「損害保険契約等の満期返戻金等・年金の支払調書」ふるさと納税以外の寄付金にも一部対応するなど、対象範囲の拡大により一層の推進を図ってまいります。

なお、本年においては、マイナンバーカード及び電子証明書が有効期限切れとなる方が多いことが見込まれますので、該当する方には、確定申告に影響がないよう、関係省庁とも連携し、円滑・確実な更新手続を促す周知を実施していく予定です。

令和7年分の確定申告については、是非ともご自宅からe-Taxをご利用ください。

## 国税当局の担当者と利用者双方が合意で

一方、計算誤りや法令の適用誤りなどが想定される納税者には、行政指導等により幅広く接触し申告内容の是正を図るなど、必要な対応を実施してまいります。

今事務年度においても、効果的・効率的な事務運営を着実に推進し、適正・公平な課税の実現に努めてまいります。

所得税の基礎控除の見直し等への対応についてお聞かせください。

令和7年度の税制改正により、所得税の基

の周知・広報を図ってきたところです。さらに、源泉徴収義務者の皆様からの質問等に対応するため、コールセンターを開設するとともに、税務署において、説明会の開催や講師派遣を実施しております。

また、個人の納税者の皆様についても、この制度改正に円滑かつ適切に対応できるように、国税庁ホームページに各種情報を掲載するなどして必要な手続を案内するとともに、確定申告期には、確定申告会場や電話相談センターでの相談対応を

ソフト・Team S)又はオンラインストレージサービス(Print Drive)といったオンラインツールを利用することを予定しております。

オンラインツールが利用可能となることにより、インターネットでの申告等が容易になり、納税者の利便性の向上に大きく寄与いたします。

具体的には、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」において、令和6年分から対応している「Androidスマートフォン電子証明書搭載サ

さらに、利用者数が年々増加しているマイナポータル連携についても、利用者の拡大に向けた周知・広報に取り組むほか、令和7年からは「生命保険契約等の一時金・年金の支払調書」や「損害保険契約等の満期返戻金等・年金の支払調書」ふるさと納税以外の寄付金にも一部対応するなど、対象範囲の拡大により一層の推進を図ってまいります。

なお、本年においては、マイナンバーカード及び電子証明書が有効期限切れとなる方が多いことが見込まれますので、該当する方には、確定申告に影響がないよう、関係省庁とも連携し、円滑・確実な更新手続を促す周知を実施していく予定です。

令和7年分の確定申告については、是非ともご自宅からe-Taxをご利用ください。

さらに、利用者数が年々増加しているマイナポータル連携についても、利用者の拡大に向けた周知・広報に取り組むほか、令和7年からは「生命保険契約等の一時金・年金の支払調書」や「損害保険契約等の満期返戻金等・年金の支払調書」ふるさと納税以外の寄付金にも一部対応するなど、対象範囲の拡大により一層の推進を図ってまいります。

なお、本年においては、マイナンバーカード及び電子証明書が有効期限切れとなる方が多いことが見込まれますので、該当する方には、確定申告に影響がないよう、関係省庁とも連携し、円滑・確実な更新手続を促す周知を実施していく予定です。

令和7年分の確定申告については、是非ともご自宅からe-Taxをご利用ください。

基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正が行われ、年末調整や確定申告においてこれらの制度改正が適用されることとなってまいります。

このため、国税庁では、この制度改正については、源泉徴収義務者の皆様がその内容を十分に理解した上で、円滑かつ適切に対応できるように、国税庁ホームページに特設サイトを開設して、Q&Aや各種様式等を掲載するとともに、パンフレットを送付するなど、制度

双方との合意の下で利用することとしており、DXの取組についてお聞かせください。

国税庁においては、納税者の利便性向上や税務行政の効率化を図る観点から、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションに取り組んでおります。令和7年9月からデジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるGSSを順次導入しており、調査等を実施する際に、必要に応じて、インターネットメール、Web会議システム(Micro

ソフト・Team S)又はオンラインストレージサービス(Print Drive)といったオンラインツールを利用することを予定しております。

オンラインツールが利用可能となることにより、インターネットでの申告等が容易になり、納税者の利便性の向上に大きく寄与いたします。

具体的には、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」において、令和6年分から対応している「Androidスマートフォン電子証明書搭載サ

さらに、利用者数が年々増加しているマイナポータル連携についても、利用者の拡大に向けた周知・広報に取り組むほか、令和7年からは「生命保険契約等の一時金・年金の支払調書」や「損害保険契約等の満期返戻金等・年金の支払調書」ふるさと納税以外の寄付金にも一部対応するなど、対象範囲の拡大により一層の推進を図ってまいります。

なお、本年においては、マイナンバーカード及び電子証明書が有効期限切れとなる方が多いことが見込まれますので、該当する方には、確定申告に影響がないよう、関係省庁とも連携し、円滑・確実な更新手続を促す周知を実施していく予定です。

令和7年分の確定申告については、是非ともご自宅からe-Taxをご利用ください。

さらに、利用者数が年々増加しているマイナポータル連携についても、利用者の拡大に向けた周知・広報に取り組むほか、令和7年からは「生命保険契約等の一時金・年金の支払調書」や「損害保険契約等の満期返戻金等・年金の支払調書」ふるさと納税以外の寄付金にも一部対応するなど、対象範囲の拡大により一層の推進を図ってまいります。

なお、本年においては、マイナンバーカード及び電子証明書が有効期限切れとなる方が多いことが見込まれますので、該当する方には、確定申告に影響がないよう、関係省庁とも連携し、円滑・確実な更新手続を促す周知を実施していく予定です。

令和7年分の確定申告については、是非ともご自宅からe-Taxをご利用ください。

もっと自由に もっと楽しく  
日々を彩り 暮らしをデザインする

**豊島**  
▲ TOYOSHIMA  
ライフスタイル提案商社  
www.toyoshima.co.jp

Best New Machine

**最高の新戦力。**  
どんどん三洋号が、面白くなる。

**SANYO**

本社：名古屋市千種区今池3-9-21  
TEL (052) 733-3401

急ぎで資金を調達したい...

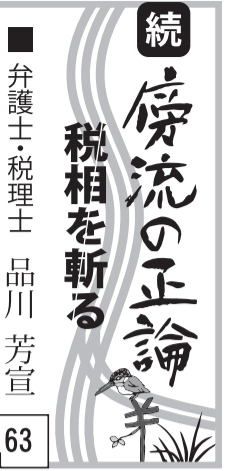
かるガル  
ファクタリング

セイノーグループだからできる  
輸送コースもご用意!

カンガルー便  
で運んだ商品の売掛金なら手数料が

**2%~4%**

SEINO 西濃運輸



■弁護士・税理士 品川 芳宣

63

戦後の税制・税務行政において、最も大きな影響を及ぼしたのが、昭和24年のシャウプ勧告であり、それを立法化した昭和25年のシャウプ税制であることは疑いない。戦後の税制は、シャウプ税制を基にして、それを繰り返して是正し、あるいは廃止してきたようなものである。

もっとも、シャウプ税制には、元々、理論が先行し、我が国の実態にはそぐわないものもあった。この点については、筆者自身、シャウプ博士に身を置くようになって、「学者」の習性が「仮説を立て実証すること」にあることが分かって、シャウプ博士も、占領下の我が国を試験台にしたのではないかと勘繰ることもあった。

ともあれ、改めて、シャウプ勧告(税制)がなんであったかを知るために、次の書籍を参考にした。

○「シャウプ使節団日本税制報告書(復元版)」(日本税理士会連合会)

○「昭和税制の回顧と展望 上巻」(大蔵財務協会)

○「現代税制改革史(終戦からバブル崩壊まで)」(石弘光著 東洋経済新報社)

これらの文献によれば、シャウプ博士当時48歳。一行7名は、昭和24年5月に来日し、8月末までに、全国各地で実態調査を行った上で、数百ページに及ぶ勧告書をもとめたのであるが、その行動力と業績に深く感動した(筆者が税務大学校研究科生(昭和40年)以降指導を賜った金子宏先生から、アメリカでシャウプ博士にお会いしたことをお話ししていたことがあるが、大変貴重な経験であったことをご推察している)。

○所得税の課税単位を同居親族合算制度を廃止し、個人単位課税を原則とする。  
○所得税の最高税率を55%(従前85%)に引き下げ、高額所得者に対する補完税として富

裕税を創設する。富裕税の基礎控除は、500万円、その税率は、純資産額に対して、次のとおりである。

500万円～1000万円	0.5%
1000万円～2000万円	1.0%
2000万円～5000万円	2.0%
5000万円以上	3.0%

○譲渡所得は、全額課税(従前は半額課税)し、譲渡損失は全額控除する。この場合、相続及び贈与による資産の無償移転に対しても、譲渡所得課税を行う。

○法人税については、個人に対する所得税の前取りとして位置付ける。その方法として、税率は35%の比例税率とし、留保所得の累積(積立金)に対し税率1%(同族会社は6%)で課税し、受取配当金は益金不算入とする。これに関連し、個人所得税において配当控除(25%)を設ける。また、清算所得課税を廃止する。

○資産の再評価を実施する。  
○相続税については、遺産課税制度を遺産取得者課税制度に改め、取得者の一生を通ずる累進課税方式によるものとする。このため、贈与税は廃止する。

○相続税の税率を25%ないし90%(従前は10%ないし62%)に引き上げる。  
○税務行政に対しては、次のことを実施する。

- ・所得税及び法人税とも、青色申告制度を導入し、青色申告者に対して所定の優遇措置を講ずる。
  - ・25万円超の所得者については、氏名及び所得税額を一般の閲覧に供する。
  - ・納税貯蓄組合を設ける。
  - ・異議申立てで協議が整わないときは協議団に審査を請求することを認める。
  - ・税務行政の訓令、税法の解釈をできる限り公表する。
  - ・民間の租税研究を盛んにし、各大学の法学部に税法の講座を設ける。
- かくして、このようなシャウプ勧告は、昭和24年度補正予算における税制改正大綱(シャウプ勧告に基づく第一次税制改正)及び昭和25年度税制改正要綱(シャウプ勧告に基づく第二次税制改正)において、若干の調整を加えた上で、実施されることになった。

## 戦後80年②～シャウプ勧告(税制)

を定めたものであり、所得税法第37条第1項とほぼ同様の規定振りになっています。

かつて、所得税法は、必要経費を「収入を得るに必要な経費」と定め、収入対応費用のみをその対象にしていました。沿革的には、昭和40年の所得税法の全文改正により、現行の所得税法第37条第1項が置かれたとされますので、このときに法人税法上の損金との平仄を図った、すなわち費用収益対応の原則に加えて期間対応の原則を取り入れたものと考えられます(「昭和40年改正税法のすべて」より)。

なお、所得税法第37条第2項は、山林に係る所得金額の計算上必要経費に算入すべき金額として、その山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成又は譲渡に要した費用の額を規定しています。これらの費用は、山林の伐採や譲渡によって収入が発生した場合に控除する費用ですから、全て収入対応費用であるということになります。

### 【必要経費の区分】

区分	内容	算入時期
収入対応費用	売上原価、総収入金額を得るため直接要した費用	収入の帰属する年分
	植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費、山林の育成又は譲渡に要した費用	
期間対応費用	販売費、一般管理費、その他業務上の費用	費用が生じた年分

## 必要経費は収入対応費用と期間対応費用 期間対応費用は昭和40年の全文改正から

## 必要経費を考える

所得税 基本講座

■税理士 日高 大開

3

### 収入対応費用と期間対応費用

所得税法第37条第1項を大別すると、必要経費には、①総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用と、②その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用があるということが分かります。①の費用は、収入との関係が明らかなもの(収入対応費用)であり、費用収益対応の原則に則ったものです。一方、②の費用は、収入と直接の関係性はないもののその年において発生したことが明らかなもの(期間対応費用)です。ですから、通常、①の収入対応費用は、その収入の帰属する年分の必要経費として、また、②の期間対応費用は、その費用が生じた年分の必要経費として取り扱われることとなります。

ところで、法人税法第22条第3項は、法人の所得金額の計算上損金の額に算入すべき金額として、同項第1号に「収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価」を規定しています。所得税法第37条第1項と若干の文言の違いはあるものの、同号が収入対応費用を定めたものであることは明らかです。また、同項第2号は、「当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用」を規定しています。これは、期間対応費用

パスワード of AWES Clean

- (空気) Air
- (水) Water
- (熱) Energy
- (土) Soil



イクイップメントのサポート商社

株式会社 昭栄

- 本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
- 本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
- 支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
- 営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業359年 京都・老舗の 総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」「お歳暮」「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →  
カメラで右の二次元コードを読み取ってください。  
パソコンはこちら さとうネット予約 検索

さとうグループ 本部/京都府福知山市東野町1番地 ☎0773(27)0100代 https://www.sato-kyoto.com/

# 裁決事例集

259

## 裁決のポイント

同族会社に対する無利息貸付けは、所得税の負担を不当に減少させる結果となるものと判断した事例。パチンコ平和事件（最高裁判平成16年7月20日判決）を踏まえた判断となっている。

原処分庁が、請求人の同族会社に対する金員の無利息貸付けについて、同族会社の行為計算否認の規定により、貸付けにより請求人が收受すべき利息相当額が雑所得の総収入金額に算入されるとして所得税等の更正処分を行った。これに対し、請求人が原処分の全部の取消を求めたが、国税不服審判所は、請求を棄却した（令和7年3月7日付、公表裁決）。

## 事実の概要

L社は、株式及び出資持分の保有等を目的として設立された法人である。請求人は、L社の代表取締役を務めている。L社は、その発行済株式のすべてを請求人の長男のNが保有していることから、同族会社に該当する（L社を「同族会社」という）。

P社は、不動産の売買、仲介、賃貸及び管理並びに有価証券の保有及び運用等を目的として設立された法人である。

請求人は平成29年6月7日、同族会社との間で、請求人が保有するP社の第一種株式3100株を、代金29億4459万8000円で同族会社に譲渡する旨の契約を締結した。

同族会社は29年6月29日、R銀行との間で、特殊当座借越契約（融資契約1）を締結した。同族会社は同日、融資契約1に基づき、資金使途を株式取得資金として特殊当座借越契約の利用を請求し、

編集部編

# 同族会社の無利息貸付けは経済合理性を欠き、所得税負担を不当に減少

R銀行は同日、同族会社に29億4459万円を支払った。

同族会社は翌日、請求人に対し、株式代金29億4459万8000円を支払った。そして、請求人は同日、R銀行において請求人名義の定期預金口座を開設し、23億4459万円を預け入れた（本件定期預金）。

同族会社は29年7月28日、R銀行及びS銀行との間で、シンジケートローン契約（融資契約2）を締結した。

R銀行及びS銀行は29年7月31日、融資契約2に基づき、同族会社に対し、個別貸付A（6億円）と個別貸付B（23億4459万円）の合計29億4459万円を支払った。

同族会社は同日、R銀行に対し、融資契約1に基づく債務全額を弁済した。

請求人は30年6月29日、本件定期預金を解約して23億4459万円（個別貸付Bと同額）の払戻しを受け、同日に、同族会社に対し、「貸付の利息は無利息」「元金の返済は随時」との約定で、当該払戻しと同額を貸し付けた（本件貸付け）。

同族会社は29年9月29日から30年6月29日までの間に、融資契約2のうち個別貸付Bに係る債務全額を弁済。29年9月29日から令和4年9月30日までの間に、融資契約2のうちの個別貸付Aに係る債務全額を弁済した。

同族会社は元年12月9日に、本件貸付けに係る借入金のうち、3億4459万円を請求人に弁済した。

同族会社は5年3月13日に、R銀行との間で金銭消費貸借契約（融資契約3）を締結した。

R銀行は5年3月24日に、融資契約3に基づき、同族会社に対し、20億円を支払い、同族会社は同日、請求人に対し、本件貸付けに係る借入金の残債務20億円を弁済した。

請求人は、平成30年分ないし令和4年分の所得税等の各確定申告書を法定申告期限までに提出した。

原処分庁は6年2月27日付で、調査の

結果に基づき、所得税法第157条第1項の規定を適用し、本件貸付けにより請求人が收受すべき利息相当額が雑所得の総収入金額に算入されるとして、本件融資契約3の利率に準じ、日本円TIBORのうちの3カ月に対応した利率に〇%を加算した利率を基礎として本件貸付けの利息相当額を計算し、各年分の所得税等の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

請求人は6年5月24日、原処分庁に不服があるとして、その全部の取消しを求めて審査請求をした。

争点は、本件貸付けを無利息としたことは、所得税法第157条第1項に規定する「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するか否か。

## 審判所の判断

本件貸付けは、融資契約2の個別貸付Bに係る債務の弁済を目的に行われたものと認められ、23億4459万円という多額に及ぶ金銭を、無利息、無期限、無担保で貸し付けるものであって、その融資条件は、独立かつ対等で相互に特殊の関係のない当事者間で通常行われる取引とは大いに異なるというべきである。

同族会社の純資産合計は、平成30年2月末日時点では〇〇〇〇〇円の債務超過であったものの、31年2月末日時点には〇〇〇〇〇円の資産超過に転じ、その後は大幅に増加、令和5年2月末日時点では、〇〇〇〇〇〇〇円の資産超過であり、本件貸付けを無利息としなければ同族会社に倒産の危険があったとはいえない。

このような同族会社の財務状況を踏まえると、本件貸付けを無利息にしたことは、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、請求人の所得税の負担を減少させる結果となるものであると認められるから、所得税法第157条第1項に規定する「所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するといふべきである。

# 注目の二冊

## 年末調整のしかた

(令和7年版)

川瀬 智広 編

令和7年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正され、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員は、その旨を記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を給与の支払者に提出することとなる。

また、年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族を有する人は、新たに「特定親族特別控除」を受けることができることとされた。

さらに、基礎控除額が改正され、従業員から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に、その合計所得金額に応じた基礎控除額が正しく記載されていることを確認する必要がある。給与所得控除額の改正により、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額が正しく記載されていることを確認する必要がある。

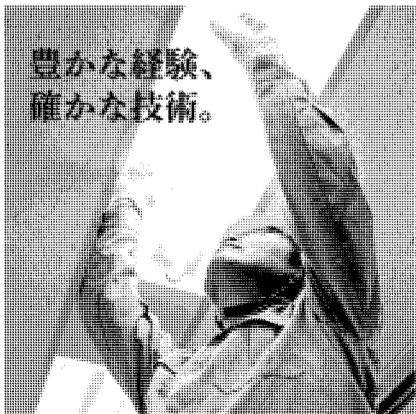
本書は、それらについての多様な解説、様式記載例、Q&A等を盛り込んだ年末調整に向けた必携書。

B5判、484ページ。定価2420円（税込）。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局（TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001）。



**DAIICHI**  
DAIICHI ELECTRIC INDUSTRY CO.,LTD.



**大一電気工業株式会社**

取締役社長 長瀬 裕亮

本社/〒760-0067  
高松市松福町2丁目4-6  
TEL087-851-1178(代)  
FAX087-851-3621

支店/愛媛 営業所/徳島・北島  
建設所/綾川

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

**水戸工業株式会社**

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

# ふるさと納税 コーナーな返礼品を探る

■編集部編 3

近年、「ワーケーション」という言葉を耳にする機会が増えた。ワーケーションとは、Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語で、テレワークなどを活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も楽しむ新しい働き方。

そんなワーケーションを、ふるさと納税を利用して体験できるのが福岡県古賀市。古賀市は福岡市から北東へ約20キロ、博多駅から電車で約20分という好アクセスながら、白砂の海や緑豊かな山に囲まれた自然あふれる町だ。古賀市の山間部にある薬王寺温泉は、1918年に誕生し、地元の人々に長く親しまれてきた。しかし、新型コロナウイルスの影響により、この薬王寺温泉にある温泉宿「快生館」は休業。快生館は古賀市の支援を受けて、温泉旅館をリノベーションし、スモールオフィスやコワーキングスペース、フリースペースなどを備えたインキュベーション施設として2021年に再スタートを切った。

## 元温泉旅館でワーケーション体験 都心と同等のオフィス環境

ワーケーション体験では、都心と同等のオフィス環境で仕事や会議が可能。さらに、館内の天然温泉に浸かって疲れを癒せるほか、事前予約をすればテントサウナやヨガ、BBQコンロの貸し出しといったオプションも利用できる。初夏には施設近くの小川で虫が舞い、仕事とリフレッシュを同時に叶えることができる。この他、狩猟体験を取り入れたワーケーションが開催されたこともあり、多彩な利用法が広がっている。

古賀市ではこの快生館で新たに事業活動を始められるよう支援制度を整えている。「古賀市進出支援事業補助金」では、福岡県外の事業者が快生館をサテライトオフィス等として利用する契約を結んだ場合、1社あたり50万円の補助金を交付。加えて、「古賀市移住交流促進事業補助金」として、デジタルコンテンツ業などを行い、多様な働き方を推進する事業者を対象に、サテライトオフィス等の開設にかかる工事費・設備費の2分の1を補助(上限50万円)。また、利用にかかる費用のうち、2分の1を補助(上限月額5万円)するといった支援も用意している。

自然と温泉に包まれながら仕事をし、日常を少し豊かにしてくれる場所。「都会の利便性」と「地方の癒し」、その両方を手にできる快生館で、ふるさと納税を利用して新しい働き方を試してみませんか。

今回は、前回に引き続き、所得税法を争点とする判決要旨全体の約44%、税目別では一番多くなっています。この理由は、「質問検査権、調査手続」と「推計課税」の件数が多い(所得税法の約6割を占める)ことによるものですが、平成23年12月の税制改正において質問検査権が国税通則法に集約されていることから、「質問検査権調査手続」と「推計課税」の件数が多い(質問検査権、調査手続」と「推計課税」は、全部取消の件数が多い)ですが、全部取消率は所得税全体の平均を下回っています。

また、「所得控除」(主に、雑損控除、医療費控除、扶養控除)は件数が253件でそれなりにあります。全部取消になったのは、わずか2件(全部取消率0.79%)であり、審査請求で取り消すのが難しい傾向が読み取れます。なお、「同族会社の行為が読み取れず、全部取消になったものが3件ありました。」

今回の争点として、「事業所得」、「措置法関係」、「譲渡所得」、「給与所得」、「不動産所得」に関するものが多くなっています。

この2つを除くと、「事業所得」、「措置法関係」、「譲渡所得」、「給与所得」、「不動産所得」に関するものが多くなっています。

# データで見る 税務争訟

■税理士 柳谷 憲司

3

## 判決要旨全体の44%、税目別で最多 所得税法を争点とするデータを分析

(令和7年6月18日現在)

争点	全部取消	一部取消	棄却	却下	不明	合計
納税義務者	4	5	54	1	—	64
課税所得の範囲	—	7	12	—	—	19
非課税所得	10	31	113	1	—	155
所得の帰属	29	53	168	—	—	250
所得の区分	20	26	133	—	—	179
利子所得	—	6	11	—	—	17
配当所得	1	5	57	1	—	64
不動産所得	19	119	369	—	—	507
事業所得	42	216	447	—	—	705
給与所得	17	42	535	—	—	594
退職所得	6	5	88	—	—	99
山林所得	1	—	4	—	—	5
譲渡所得	28	97	508	—	—	633
一時所得	11	16	219	—	1	247
雑所得	7	54	219	—	—	280
所得計算の特例	6	34	199	—	—	239
損益通算	—	4	62	—	—	66
所得控除	2	21	230	—	—	253
税額の計算	4	2	86	—	—	92
申告、納付、還付、更正の請求の特例	1	1	40	—	1	43
同族会社の行為又は計算の否認	3	13	40	—	—	56
非居住者及び外国法人の納税義務	12	20	45	—	—	77
源泉徴収	49	83	253	1	—	386
青色申告の承認、承認の取消し	30	88	209	—	—	327
質問検査権、調査手続	108	805	3,109	8	1	4,031
推計課税	207	1,447	4,180	6	—	5,840
措置法関係	25	58	592	—	—	675
総計	642	3,258	11,982	18	3	15,903

に、雑損控除、医療費控除、扶養控除)は件数が253件でそれなりにあります。全部取消になったのは、わずか2件(全部取消率0.79%)であり、審査請求で取り消すのが難しい傾向が読み取れます。なお、「同族会社の行為が読み取れず、全部取消になったものが3件ありました。」

# TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年度末時点で適格請求書を交付することができる事業者数になります。

答え =    万者

ナンプレの予想難易度：6

9	3	2						7
		1			2			4
	5		6	1	7	3		
	1	7	3				B	
	A		1	7	6			
					8	1	7	
		6	2	9	3		8	
2			4			7		
4					C	9	3	2

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月26日(日)

前回の答え     億円



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23  
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

# いちい信用金庫

本店 / 一宮市若竹3丁目2番2号

TEL (0586) 75-6201

https://www.shinkin.co.jp/ichii/



# 大阪局の彦谷局長が講演会

## 納税協会連と近畿納貯連が開催

公益財団法人納税協会連合会(本荘武宏会長)と近畿納貯貯蓄組合連合会(佐々木宏会長)は9月26日、大阪新阪急ホテルで、令和7年度「局長講演会」を行った。

彦谷直克大阪国税局長は、税務行政を取り巻く環境の変化について、それを踏まえた税務行政の将来像の姿を説明した上で、現在、大阪国税局として特に重点的に取り組んでいる「e-Taxの推進」や、「自身の業務経験や豊富な資料をもとに分かりやすく解説した」写真。

参加者は税務行政等

## 学生らが国税専門官の職場体験

### 広島局と高松局が合同開催

広島・高松両国税局の大学に通う学生ら約90名が参加した。参加者は業務説明を受けた後、模擬税務調査を体験。調査先の国税局の仕事に興味を持ってもらおうと開かれたもので、中四国

「国税専門官IDAY職場体験」を開催した。国税局の仕事に興味を持ってもらおうと開かれたもので、中四国



参加者は業務説明を受けた後、模擬税務調査を体験。調査先の国税局の仕事に興味を持ってもらおうと開かれたもので、中四国

## 大阪局 清酒鑑評会の出品酒を審査

10月30日に表彰式



大阪国税局はこのほど、同局鑑定官室において同局管内で製造された清酒の出来栄を評価する「清酒鑑評会」の審査(予審)を行ったII写真。

清酒鑑評会は、清酒の品質評価を行い、評価結果を出品者へ通知



当日は吟醸酒が並ぶ中、白衣を着た品質評価員が吟醸酒の香りを確認し、口にゆっくり



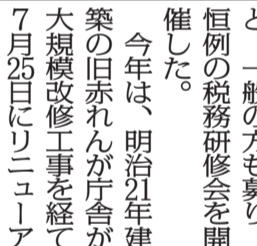
参加者からは「資料を読んだり説明会に参加したりするだけでは得られない国税の仕事の特徴や良さを肌で知ることが出来た」「採用後のイメージが湧

## 道庁赤れんが庁舎を視察

札幌西法人会女性部会

公益社団法人札幌西法人会女性部会(泉みち子部会長)はこのほど、一般の方も募り、恒例の税務研修会を開催した。

今年、明治21年建築の旧赤れんが庁舎が大規模改修工事を経て7月25日にリニューアルオープンしたばかりの「道庁赤れんが庁舎」の視察を行ったII写真。



今年、明治21年建築の旧赤れんが庁舎が大規模改修工事を経て7月25日にリニューアルオープンしたばかりの「道庁赤れんが庁舎」の視察を行ったII写真。



今年、明治21年建築の旧赤れんが庁舎が大規模改修工事を経て7月25日にリニューアルオープンしたばかりの「道庁赤れんが庁舎」の視察を行ったII写真。

## 11月19日開催 オンラインセミナー

### 契約書等の作成に携わる者と税理士のための 印紙税の基礎と税務調査対応

(アーカイブ配信あり)

契約書等の作成では、印紙税の課否判定が難しいだけでなく、誤った対応により税務当局から高額な過怠税を徴収された納税者も多くいます。また、印紙税は、税理士法において税理士の業から除外されているため、課否判定や調査の立合い等の経験が十分でない方も多いかと思えます。このセミナーでは「印紙税の性格」から「課否判定を行うための基礎知識」そして「調査対策」まで、わかりやすく、調査経験も踏まえて説明します。

日時 2025年11月19日(水) 13:30~16:30  
※研修時間: 3時間

受講方法 オンライン型  
(ライブ配信と後日に提供するアーカイブ配信の両方を視聴できます)

【アーカイブ配信期間】  
11月27日~12月11日

講師 税理士・名取和彦(なとり・かずひこ)氏  
東京国税局課税第二部消費税課係長、課税第一部審理課主査、東京国税不服審判所副審判官、国税庁税務大学校総合教育部教授、成田税務署副署長、東京国税局総務部主任税務相談官、築館税務署長、大森税務署長等を経て、令和3年7月に退職、同年8月に税理士登録。

受講料 1名につき 15,000円  
(税込・レジュメ代を含む)  
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格12,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



き、今後の試験勉強のモチベーションとなった」などの感想が多数寄せられた。

このイベントは12月にも開催を予定しており、国税庁リクルート専用インスタグラムでも告知する。



「20歳未満飲酒防止や飲酒運転撲滅を訴える」に参加し、「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅」のキャンペーンを行った。

東京・足立税務署(木村政文署長)、足立酒販懇話会(藤澤真一会長)は9月21日、北千住駅東口広場で開催された警視庁千住警察署主催「千住交通安全フェア・トークショー」に参加し、「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅」の横断幕を持って商店街を練り歩き、行き交う人々にPRした。

指定重要文化財を視察した有意義な研修会となった。

昼食は赤れんが庁舎内のレストランで洋食をいただき、皆満足して帰路についた。

新潟県では令和6年10月31日に金融機関を含む官民84団体が連名で「新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言」を行った。

同宣言を受けて、同県内に本店を置くすべての金融機関は独自の啓発活動として毎月10日を「キャッシュレス納付推進強化デー」と位置付け、キャッシュレス納付の推進に向けた取組みを強化している。

建物の外観は今も明治時代の面影を伝える建物で、北海道のシンボルの存在であり、北海道の歴史を伝える国

新潟税務署(伏木生祐子署長)と新潟県納税貯蓄組合総連合会(樽敏朗会長)、第四北越銀行は9月10日、第四北越銀行南新潟支店で窓口に来店した顧客にチラシを配布し、金融機関や税務署に行かなくても納税ができることをアピールするなどキャッシュレス納付の利便性をPRしたII写真。

新潟県では令和6年10月31日に金融機関を含む官民84団体が連名で「新潟県下一斉キャッシュレス納付推進共同宣言」を行った。

同宣言を受けて、同県内に本店を置くすべての金融機関は独自の啓発活動として毎月10日を「キャッシュレス納付推進強化デー」と位置付け、キャッシュレス納付の推進に向けた取組みを強化している。

# 真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

## 税務の申告と相談は 上坂会計グループ

### 税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州  
税理士 倉田 一寿  
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地  
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176  
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312  
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245  
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100  
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968